

報 告 第 1 1 号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成23年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成24年6月4日提出

新居浜市長 佐々木 龍

平成23年度新居浜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						分担金	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	新山根配水池地盤改良工事	円 48,000,000	円 -	円 48,000,000	円 -	円 48,000,000	円 -	円 -	設計に関する諸条件の再検討による工期延長
		港町配水管布設替工事(菊本雨枝第1工区)	1,400,000	-	1,400,000	941,000	459,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		一宮町配水管布設替工事(雨第1工区)	4,500,000	-	4,500,000	3,058,000	1,442,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		土橋配水管布設替工事(中村汚枝第2工区)	7,700,000	-	7,700,000	4,687,000	3,013,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		政枝町配水管布設替工事(政枝汚枝第2工区)	4,500,000	-	4,500,000	2,250,000	2,250,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		中萩町配水管布設替工事(雨第2工区)	7,600,000	-	7,600,000	5,202,000	2,398,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		船木配水管布設工事(国領汚枝第3工区)	7,000,000	-	7,000,000	2,726,000	4,274,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		横水町配水管布設替工事(本郷雨枝第1工区)	4,400,000	-	4,400,000	3,817,000	583,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		政枝町配水管布設替工事(川西汚枝第2工区)	3,200,000	-	3,200,000	2,932,000	268,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		東田配水管布設替工事(東田汚枝第1工区)	3,900,000	-	3,900,000	1,738,000	2,162,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		国領配水管布設工事(国領汚枝第1工区)	6,300,000	-	6,300,000	3,974,000	2,326,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
		政枝町配水管布設替工事(政枝汚枝第1工区)	4,200,000	-	4,200,000	2,255,000	1,945,000	-	-	関連工事の遅延による工期延長
合 計			102,700,000	-	102,700,000	33,580,000	69,120,000	-	-	